

第十二章 委員会会議録

三〇一 委員会会議録に掲載する事項に関する例

委員会会議録には、速記法によって記載するもののほか、次の事項を掲載する。

- (1) 会議の年月日及び曜日
- (2) 開会、休憩及び散会の時刻
- (3) 委員及び委員長の名、選任又は異動年月日
- (4) 出席した委員長、理事及び委員の名
- (5) 出席発言した他の委員会の委員長及び委員外議員の名
- (6) 出席した議長、副議長、発議者、衆議院議員、國務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、会計検査院長、検査官、政府特別補佐人、最高裁判所長官の指定した代理人、国会職員及び政府参考人の氏名
- (7) 出席発言した説明員の氏名

- (8) 出席した証人、公述人及び参考人の氏名
 (9) 会議に付した案件
 (10) 付託案件の名称、内容及び付託年月日

(予算、決算、予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等、国庫債務負担行為総調書、国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書については、その内容を掲載しない。)

- (11) その他委員会又は委員長が必要と認めた事項

なお、分科会、小委員会及び連合審査会においてもこれに倣い会議録を作成するのを例とする。

参照 二六八号

規第五九条
 (規第二五六条)
 「規第八〇条
 の八」

三〇二 外国人の外国語による発言は、通訳した日本語によって会議録に記載する

第十三回国会電気通信委員会（昭和二十七年五月三十日）において、日本電信電話公社法案外一件の審査に当たり、参考人（R・C・A通信社駐日代表）チャールス・B・ジェニングス君及び（マッ

ケイ無線電信会社(副社長) ジェームス・T・チャタトン君の意見を聴取したが、その発言は通訳した日本語によって会議録に記載した。
その他同例がある。

第七十七回国会閉会後のロッキード問題に関する調査特別委員会(昭和五十一年六月九日)において、ロッキード問題に関する件の調査に当たり、証人シグ・片山君から証言を聴取したが、その発言は通訳した日本語によって会議録に記載した。

参照 一五九号、一七四号

三〇三 速記不能の箇所について会議録に補足掲載した例

第三十八回国会法務委員会(昭和三十六年六月八日)において、政治的暴力行為防止法案外五件の継続審査要求の議決に当たり、議場騒然のため速記不能の箇所があったので、委員長松村秀逸君は、会議録に当該箇所に関する議事経過を次のとおり掲載した。

本日の本委員会の議事経過は次のとおりである。

軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の審判の特例に関する法律案(参第一

号)

会社更生法の一部を改正する法律案(参第五号)

労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案(参第一〇号)

裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案(参第一九号)

売春防止法の一部を改正する法律案(参第三五号)

政治的暴力行為防止法案(衆第三九号)(衆議院提出)

右六案の継続審査要求書を提出することを決定した。

以後同例がある。

参照 三〇一号

三〇四 速記の一時中止に関する例

委員会において懇談を行う等の必要がある場合には、委員長の宣告により、速記を一時中止した例が多い。

三〇五 委員の発言中の不穏当な言辭は、提供する會議録に掲載し

ない

委員会における委員の発言中に不穏当な言辭があると思われる場合は、委員長が速記録を調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な言辭があつたときは、これを提供する會議録に掲載しない。

(注) 委員会會議録の各議員への提供方法については、第九十八回国会における參議院規則の一部改正(令和元年六月二十六日議決)により、第九十九回国会召集日(令和元年八月一日)から、印刷して配付する方法から、電磁的記録の提供その他の適当な方法により提供する方法に改められた。

参照 一二五号

三〇六 國務大臣、参考人等の発言中の不穏当な言辭を提供する會

議録に掲載しなかつた例

委員会における國務大臣、参考人等の発言中に不穏当な言辭があると思われる場合に、調査の結果、不穏当な言辭があつたため、これを提供する會議録に掲載しなかつた例がある。

(注) 国務大臣、参考人等の発言中の不穏当な言辭を提供する会議録に掲載しなかつた事例については「二五二 国務大臣等の発言中に不穏当な言辭があると思われる場合に、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例」、「二七五 参考人の発言中に不穏当な言辭があると思われる場合に、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例」参照

規第五九条
(規第二六条)
「規第八〇条
の八」

三〇七 委員、国務大臣等から発言の訂正を求められ、委員長がこ

れを認めるときは、発言を訂正して会議録に掲載する

委員、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、政府特別補佐人その他委員会において発言した者から、発言の訂正を求められた場合に、委員長は、必要に応じ理事会に諮り、これを認めるときは、発言を訂正して会議録に掲載する。

(注) 発言の訂正は、会議録の電磁的記録が作成される前であれば訂正の上作成し、作成された後であれば次号以降の会議録の末尾に訂正部分掲載する。

参照 一二六号、一二五二号

三〇八 秘密会の記録のうち特に秘密を要するものと議決した部分

は、提供する会議録に掲載しない

委員会において、秘密会の記録の一部又は全部について特に秘密を要するものと議決したときは、当該部分を提供する会議録に掲載しない。

(一) 記録の一部を提供する会議録に掲載しなかった例

第十九回国会農林委員会（昭和二十九年四月十九日）において、農林政策に関する調査のため委員会を秘密会とするに当たり、委員長片柳眞吉君は「なお只今からの秘密会の記録中生産費の数字に関する事項につきましては、……特に秘密を要するものとして、これを公表しないことにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、委員会はこれを可決した。よって、当該部分は提供する会議録に掲載しなかった。

その他同例がある。

(二) 記録の全部を提供する会議録に掲載しなかった例

第十九回国会法務委員会（昭和二十九年二月十二日）において、検察及び裁判の運営等に関する調査に当たり、委員会を秘密会としたが、秘密会終了後、委員長郡祐一君は「只今の秘密会の記録につ

きましては、……特に秘密を要するものといひ、会議録には掲載いたさないことと決定いたして御異議ございませんか。」と諮ったところ、委員会はこれを可決した。よつて、当該部分は提供する会議録に掲載しなかつた。

その他同例がある。

参照 一七四号、一二一号、二四二号、諸表一五